

教育委員会会議 定例会

令和2年3月13日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 6 3 号 小中学校長の人事異動について

第 6 4 号 県立学校長の人事異動について

第 6 5 号 山梨県文化財保護審議会委員の委嘱について

第 6 6 号 「山梨県文化財保存活用大綱」の策定について

2 報 告 事 項

(13) 「やまなし教員等育成指標」の改訂について

(14) 小中学校教頭の人事異動について

(15) 県立学校教頭の人事異動について

3 その他報告

な し

小中学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 64 号

県立学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案 第 65 号

山梨県文化財保護審議会委員の委嘱について

山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第54条の規定により、山梨県文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

山梨県文化財保護審議会委員（別紙）

提案理由

山梨県文化財保護審議会委員に欠員が生じているため、新たに委員を委嘱する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

「文化財保護審議会」委員の委嘱について

1 根拠法令等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）により設置

2 職務

山梨県教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定及び解除、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。

3 組織

(1) 委員の定数

20人以内

(2) 委員の要件

ア 学識経験のある者

イ 関係行政機関の職員

(3) 委員の任期

2年

4 候補者選考の基本方針

(1) 選任方針

① 選任対象者

条例で規定する「学識経験のある者」を次のとおり定義する。

(ア) 県内の文化財を調査し、県指定文化財に指定するための調査票（報告書）を作成できる。

(イ) 県指定時の調査等が県指定文化財から国の重要文化財等の指定につながることから、文化財の該当分野について精通し、専門的な知識経験等を有した文化財の該当分野をリードする者（山梨県史、県内市町村史などの編纂、県内文化財の調査研究に従事した経験がある等県内の該当分野の文化財に詳しい者又は国の審議会等の委員を務めるなどの第一線で活躍する者）

(ウ) その他文化財に関する知見を有し、文化財の保護に関する活動をしてい

る者

② 年齢について

要綱では、年齢制限はなく、幅広い年齢層からの選任とされている。

③ 女性の登用について

- ・ 要綱第5条に基づき女性を2/5名以上（8名以上、全体の40%）選任する必要があるため、可能な限り、女性の委員選任に配慮した人選を行う。

④ 在職年数について

- ・ 要綱第7条では留任期間は概ね8年とあるが、ただし書の「当該附属機関等の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別な事情がある場合」を考慮することとする。

5 今後の委嘱について

- (1) 文化財保護審議会委員に欠員が生じているため新委員を委嘱する：1名
- (2) 任期：令和2年9月30日まで（現委員の残任期間）

議案 第 66 号

「山梨県文化財保存活用大綱」の策定について

提案理由

これまでの文化財を保護するための取り組みに加え、今後、さらなる文化財の保存・活用を進める上で求められる共通の基盤・指針となる大綱を策定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和2年3月13日 定例教育委員会)

		課室名	学術文化財課
件名	「山梨県文化財保存活用大綱」の策定について		
経緯	<p>○ 平成31年4月1日に文化財保護法が改正され、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できるとされた。</p> <p>○ 令和元年7月30日に、山梨県文化財保護審議会委員、市町村教育委員会文化財所管課長、民間団体（(公社)やまなし観光推進機構）で構成する「山梨県文化財保存活用大綱策定委員会」を設置し、3回の検討を経て素案（案）をまとめた。</p>		
内容	<p>【大綱の内容】</p> <p>○ 文化庁が定めた文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱の策定等に関する指針に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用に関する方向性 ・取り組みの方針 ・県が主体となって講じる措置 ・県内の市町村への支援の方向 ・防災及び災害発生時の対応 ・文化財の保存・活用の推進体制 <p>を主な内容としている。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○ 広く県民の意見を反映させるため、県民意見提出制度により意見を募集する。</p> <p>○ 内容の修正を要する意見があった場合には、修正した素案を教育委員会に再度説明し、審議をいただく。</p> <p>○ 3月27日（金）の庁議後、県民に公表する。</p>		

(令和2年3月13日 定例教育委員会)

課室名

総務課

件名	「やまなし教員等育成指標」の改訂について
経緯	<p>■「やまなし教員等育成指標」の策定</p> <p>○「教育公務員特例法」改正（平成29年4月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す指標を策定。 ・指標に関する協議のため、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織。 <p>○平成29年5月、<u>山梨県教員育成協議会を設置。</u></p> <p>○平成29年11月、<u>「やまなし教員等育成指標」を策定。</u></p> <p>■育成指標見直し等に係る関連法規等</p> <p>○「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（文部科学大臣指針）</p> <p>①指標の改善及び更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標については、様々な状況の変化に応じて、不断の見直しや改善の必要。 <p>②他の計画等との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体における地教行法第1条の3に規定する大綱、教育基本法に基づき教育委員会が策定する基本的な計画等の各種計画との整合性を図ることが必要。 <p>○教育公務員特例法（第22条の3第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の策定、変更については、<u>あらかじめ協議会にて協議。</u> <p>■これまでの経緯</p> <p>○令和元年6月、<u>「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」策定。</u></p> <p>○山梨県教員育成協議会にて「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」と「やまなし教員等育成指標」との整合性及び改訂について協議。</p>
内容	<p>○「やまなし教員等育成指標」改訂の内容（別冊資料「やまなし教員等育成指標（案）」）</p> <p>①「1 基本的な考え方」を改訂。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県教育振興基本計画」、基本目標Ⅰ『生きる力』を育む質の高い教育の実現の目標内容を反映。 <p>②「教職としての専門性（カ）新たな教育課題」に「c 人権教育」の項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県教育振興基本計画」、施策項目（2）「豊かな心の育成」施策概要③「人権教育の充実」の内容を反映。 <p>③「第4章 育成指標一覧表」、「新たな教育課題」に「人権教育」の項目を追加。</p> <p>④「第5章 教員等育成指標に基づく研修体系」に「新主幹教諭研修」「ソフォモア研修」の項目を追加。</p> <p>○県総合教育センターHPの更新、県立学校、公立小中学校、教育事務所、市町村（組合）教育委員会への通知により周知。</p>

「やまなし教員等育成指標」新旧対照表

- (1) 「教員等育成指標」p.6「1 基本的な考え方」の改訂。
 「山梨県教育振興基本計画」p.33「『生きる力』を育む質の高い教育の実現」の目標内容を反映。
- (2) 「教員等育成指標」の「新たな教育課題」に「C 人権教育」の項目を追加。
- (3) 「教員等育成指標一覧表」の「新たな教育課題」に「人権教育」の項目を追加。
- (4) 「第5章 教員等育成指標に基づく研修体系」p.19に「新主幹教諭研修」「ソフォモア研修」の項目を追加。

案	頁	章	項目	【旧】	【新】
(1)	6	「第3章 これからの 山梨の教員 に求める資 質能力」	1 基本的な 考え方	第2段落 一人一人の教員がキャリア アステージに応じて資質能 力を高めていくことで、本県 の財(たから)である児童生 徒を、「たくましい力」と「し なやかな心」をもって未来を 拓く人材に育てていくこと ができる。	一人一人の教員がキャリア アステージに応じて資質能力を 高めていくことで、 <u>夢に向かい 粘り強く努力するとともに持 続可能な社会を創り出す人づ くりを目指す。個性や能力に応 じたきめ細かな教育の充実を 通して、児童生徒に「生きる力」 を育むことができる。</u>
(2)	9		2 教員に求 める資質能力 (2) 具体的 な資質能力 (カ) 新たな 教育課題	—	(追加)「c 人権教育」 <u>児童生徒に人権尊重の精神 を培うことは「いじめ」の根絶 につながる。多様な価値観や考 え方等を互いに尊重し合い、そ の個性と能力を十分に発揮で きる児童生徒を育成する力が 必要である。</u>
(3)	15	やまなし教 員育成指標 一覧表	新たな教育課 題	—	(追加)「人権教育」 「第1～第3ステージ」 <u>人権尊重の意識を持ち、具体 的な態度や行動に表すことが できる児童生徒を育成してい る。</u>
(4)	19	第5章 教員等育成 指標に基づ く研修体系	第1ステージ 第3ステージ	—	「ソフォモア研修」 「新主幹研修」

小中学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

県立学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

